

## 北但行政事務組合職員定数条例

〔平成 7 年 3 月 31 日〕  
〔 条 例 第 1 1 号 〕

改正 平成 8 年 3 月 5 日条例第 1 号 平成 10 年 3 月 2 日条例第 1 号  
平成 11 年 3 月 10 日条例第 1 号 平成 17 年 3 月 18 日条例第 5 号  
平成 21 年 2 月 23 日条例第 1 号 平成 23 年 2 月 22 日条例第 1 号  
平成 25 年 2 月 21 日条例第 1 号 平成 29 年 2 月 22 日条例第 1 号

(定義)

**第 1 条** この条例において「職員」とは、北但行政事務組合同規約（平成 7 年兵庫県指令地第 44 号）第 10 条に規定する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）をいう。

(職員の定数)

**第 2 条** 前条の職員の定数は、6 人とする。

(委任)

**第 3 条** この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

**附 則**

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 8 年 3 月 5 日条例第 1 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 10 年 3 月 2 日条例第 1 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 11 年 3 月 10 日条例第 1 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 17 年 3 月 18 日条例第 5 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 21 年 2 月 23 日条例第 1 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 23 年 2 月 22 日条例第 1 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 25 年 2 月 21 日条例第 1 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 29 年 2 月 22 日条例第 1 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。